

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)	
地域名 (地域内農業集落名)	神戸地区 (神戸)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月22日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水田のほとんどが平地で過去に圃場整備されていることから、耕作条件は比較的良好である。地域内の耕作者については、担い手4者(法人の認定農業者1者、個人の認定農業者1者及び個人2者)により約85%を集積しており、そのうち、個人の認定農業者1者の担い手で約73%を集積している。

今後についても、小規模な個人耕作者が離農される場合は、農作業の省力化・効率化を図るため、集約化を意識した農地貸借を進めていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区では水稻が主要作物であり、担い手への集積・集約化が進んでいる。

地区内では、土地利用型作物による栽培体系を確立しており、この栽培体系が継続されるよう努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	58.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内では、今後、個人耕作者の離農が見込まれるが、農地の受け手となる担い手への集積が進んでおり、ますます担い手への集積が見込まれる。地権者や担い手の意向を踏まえつつ集約化を念頭に集積を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内で農地の貸借が発生した際は、農地バンクに貸し付け、地域の担い手へ集約する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農作業の効率化を図るため、地権者の同意が得られる範囲での畦畔除去について検討する。 また、点検・見回り等を行い、必要に応じて農業用施設の修繕・改修を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当面は、10年後も耕作の継続が見込まれる担い手による農地の集積・集約を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①獣害対策については、地域ぐるみで被害状況の詳細把握、侵入防止柵の設置等、行政による支援も活用しながら効果的・効率的な取組を進める。

③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。

⑦地区内の農道・水路等の施設について、担い手及び地区住民の話し合いにより相互に連携協力し、適切に維持管理していく。

⑧地区内での営農に必要な農業用施設(育苗関連施設、乾燥調製施設等)は、引き続き農業用施設として活用していく。